

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月10日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第19号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

| 改正前                         |     |  | 改正後                         |     |  |
|-----------------------------|-----|--|-----------------------------|-----|--|
| 別表（第2条、第3条関係）               |     |  | 別表（第2条、第3条関係）               |     |  |
|                             | 組 織 | 職 員  |                             | 組 織 | 職 員  |
|                             | [略] |  |                             | [略] |  |
| 知事<br>の<br>事<br>務<br>部<br>局 | 本庁  | 企画理事 会計管理者 部長<br>秘書広報室長 技監 副部長<br>局長 担当技監 企画室の室長<br>首席調査監 総務室長 総合<br>防災室長 政策推進室長 地域<br>振興室長 産業廃棄物不法投棄<br>緊急特別対策室長 医師支援推<br>進室長 雇用対策・労働室長<br>競馬改革推進室長 総括課長<br>調査監 報道監 総務事務セン<br>ター所長 政策監 調整監 出<br>納指導監 課長及び担当課長（<br>部局等若しくは出納局又は室課<br>等の人事、給与又は服務に関す<br>る事務を総括する者に限る。）<br>給与人事担当課長 組織行革<br>担当課長 調査担当課長 予算<br>担当課長 管財課の管理担当課<br>長 職員福祉担当課長 指導審<br>査課長 主任主査及び主査（部<br>局等又は出納局の主管室課等に<br>おいて人事、給与又は服務に関<br>する事務を担当する者に限る。<br>） 秘書広報室の主任主査及び<br>主査（調査に関する事務を担当<br>する者に限る。） 秘書課の主<br>任主査及び主査（秘書の事務を<br>担当する者に限る。） 人事課<br>の給与人事又は組織行革に関す | 知事<br>の<br>事<br>務<br>部<br>局 | 本庁  | 企画理事 <u>復興局長</u> 会計管理<br>者 部長 秘書広報室長 技監<br>副部長 <u>副局長</u> <u>出納局長</u><br>担当技監 企画室の室長 首席<br>調査監 総務室長 総合防災室<br>長 政策推進室長 地域振興室<br>長 産業廃棄物不法投棄緊急特<br>別対策室長 医師支援推進室長<br>雇用対策・労働室長 競馬改<br>革推進室長 総括課長 調査監<br>報道監 総務事務センター所<br>長 政策監 調整監 出納指導<br>監 課長及び担当課長（部局等<br>若しくは出納局又は室課等の人<br>事、給与又は服務に関する事務<br>を総括する者に限る。） 給与<br>人事担当課長 組織行革担当課<br>長 調査担当課長 予算担当課<br>長 管財課の管理担当課長 職<br>員福祉担当課長 指導審査課長<br>主任主査及び主査（部局等又<br>は出納局の主管室課等において<br>人事、給与又は服務に関する事<br>務を担当する者に限る。） 秘<br>書広報室の主任主査及び主査（<br>調査に関する事務を担当する者<br>に限る。） 秘書課の主任主査<br>及び主査（秘書の事務を担当す<br>る者に限る。） 人事課の給与 |

|                    |  |     |   |
|--------------------|--|-----|---|
|                    | <p>る事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 予算調製課の主任主査及び主査（財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。） 法務学事課の主任主査及び主査（法務に関する事務を担当する者に限る。） 管財課の主任主査及び主査（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）並びに守衛長</p> |     | <p>人事又は組織行革に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 予算調製課の主任主査及び主査（財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。） 法務学事課の主任主査及び主査（法務に関する事務を担当する者に限る。） 管財課の主任主査及び主査（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）並びに守衛長</p> |
| [略]                |  | [略] |   |
| [略]                |  | [略] |   |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 |  |     |   |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。